

工事共通仕様書における「異物混入防止の取り扱い」(抜粋)

基本事項

- (1) 工具・機材・消耗品の管理および作業管理のために、作業エリアを設定する。
- (2) 分解、検査、補修および組立作業等の過程で異物が入り込む可能性のある開口部は、養生を行う。
- (3) 作業エリアには、不要な工具・機材・消耗品を持ち込まない。
- (4) 使用する工具・機材・消耗品は、原則として員数管理を行う。
- (5) 組立前に目視等により最終確認を行い、機器内に異物が混入していないことを確認する。
また、微小な異物が混入した場合漏洩にいたると考えられるシール部については、エアブロー等を実施し、微小な異物混入の防止を図る。
- (6) 使用済燃料プール、原子炉ウェルおよび蒸気乾燥機・気水分離器プールに接近する可能性のある者のうち眼鏡を掛けている者は、メガネバンド等を着用し落下防止を図る。
なお、接近とは1m以内とする。

開口部の養生

- a. 分解、検査、補修および組立作業等の過程で異物が入り込む可能性のある開口部は、養生を行う。
- b. 養生は、閉止板の取付とするが、特殊開口部(抽気口等)は、シートによるカバーラギング等とし、原子炉ウェルのように閉止板の取付ができない箇所は、シートによるカバーまたはロープ等による立入り制限を行う。
- c. 閉止板は、当該開口部専用のものを設け、簡単に取外せない構造とする。
また、管理番号を付けられる構造とし、員数管理を行う。
- d. 原子炉建屋オペレーティングフロアおよびサブプレッションチェンバー内で使用する養生シートおよびポリ袋は、水中での異物確認が可能な色付きまたはライン付きのものを使用する。

工具・機材・消耗品の管理

工事に使用する工具・機材・消耗品について、次により管理する。

a. 工具管理

- (a) 当社貸与・請負人持ちの工具に管理番号を付け、「工具管理表」(様式任意)に登録する。
- (b) 作業に使用する小さな工具にはひもを付けるものとし、また、ボルト等の小部品については、袋または箱に入れて使用する。
- (c) 当日使用する工具は、各作業エリア毎に「異物混入防止チェックシート」(様式任意)を置き、これに記入して使用前の員数確認及び損傷の有無を確認する。
- (d) 監理員は、機器組立前に未回収工具の有無を「異物混入防止チェックシート」(様式任意)により員数管理を行う。

b. 機材管理

- (a) 機材類は保管場所を定め、機材が適正に使用されるよう管理する。
- (b) 保管場所よりの持出し、返却は、「異物混入防止チェックシート」(様式任意)に記入し、管理する。
- (c) 機材については、所有者を明確にするため色別表示を行う。
- (d) 機材の分割等の加工を行う場合は、作業班長または工事担当者等が立会い、定められた場所で加工し、その加工内容を「異物混入防止チェックシート」(様式任意)に記入する。
- (e) 監理員は、機器組立前に未回収工具の有無を「異物混入防止チェックシート」(様式任意)により員数管理を行う。

c. 消耗品管理

- (a) 燃料取替機上での針金の使用を禁止するとともに、炉心上部での作業中は員数管理の困難な消耗品は原則として持込まない。
- (b) 炉心上部での作業中に燃料取替機上へ持込む員数管理可能な消耗品については、員数管理の徹底のため、持込みと持出し員数を「異物混入防止チェックシート」(様式任意)により管理する。
- (c) 炉心上部作業およびサブプレッションチェンバー内作業以外について、機器内部の目視等による組立、閉鎖前の最終確認が困難な場所については、消耗品の員数管理を実施する。
- (d) 消耗品の員数管理を次のとおり行う。
紙ウエスは束を数えて管理し、使用済ウエスの管理は廃棄専用袋を設け、全て袋管理する。
また、使用済ウエスは直ちに廃棄専用袋に入れる。
ゴム手袋は右手および左手用の専用手袋を用意するとともに、廃棄専用袋を設け、全て袋管理する。
また、使用済手袋は直ちに廃棄専用袋に入れる。
紙ウエス、ゴム手袋については毎日搬出入を行うこととし、作業終了後、作業エリア内に残っていないことを確認する。
ビニールシートおよびガムテープの管理は、原則としてロール管理とする。
ひもは物品の落下防止に供するため、次のように管理する。
 - ・作業開始前に、専任監視員がひもの健全性を確認する。
 - ・使用後のひもは、その都度廃棄する。
 - ・TVカメラ操作用ロープの管理もひもと同様の管理を行う。

d. 原子炉上部・内部およびサブプレッションチェンバー内の工具・機材・消耗品管理

- 原子炉上部・内部およびサブプレッションチェンバー内の工具・機材・消耗品の員数管理は、専任の監視員を配置し、チェックシートにより管理する。
- (a) 監視員は、原子炉上部・内部およびサブプレッションチェンバー内へ搬出入する工具・機材・消耗品について「異物混入防止シート」(様式任意)に記載された内容と現物の照合を行い、物品単位で署名する。
また、監視員の職務を作業エリアの入り口に掲示する。監視員は主要工程ごとに現場確認およびチェックシート記載内容の確認を行い、確認記録を残す。
ただし、異物の混入防止対策を当社と協議して別途定める場合はこの限りではない。

最終確認

機器組立前に目視等により、作業班長または工事担当者等が最終確認を行い、機器内に異物が混入していないことを確認する。

工具・機材・消耗品の種類(代表例を以下に示す)

(1) 工具

- ・スパナ類、溶接機類、グラインダ類、チェーンブロック類、ケーブルドラム類、試験、検査用器具類

(2) 機材

- ・足場パイプ及び板、クランプ類、遮へい用鉛板類、仮設垂直はしご及び脚立、作業区域設定用及びスタンド、防煙シート、つり具、ワイヤー類、懐中電灯、枕木類、養生用鉄板、PT缶、筆記用具(鉛筆、ボールペン、メモ用紙)

(3) 消耗品

- ・ウエス類、ゴム手袋類、テープ類、シート、ひも類